

年企発 1031 第 1 号
令和 7 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）が本年 6 月 20 日に公布されたところであるが、今般、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 110 号。以下「令和 7 年 10 月省令」という。）が本日、公布されたこと等を踏まえ、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号。以下「承認基準通知」という。）の別紙 1、別紙 2 及び別紙 7 について、別添のとおり一部を改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、令和 7 年 10 月省令が施行される令和 8 年 4 月 1 日までの間に、令和 7 年改正法の一部の施行に伴う整備政令及び整備省令を順次公布することとしており、本通知の適用までに重ねて承認基準通知を改正することとなるため、ご留意いただきたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

新			旧		
(別紙1) 承認要件等 (略)			(別紙1) 承認要件等 (略)		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項 1～2（略） （削る）	(略) (略) (削る)	(略) (略) (削る)	法第3条第3項 1～2（略） <u>2の2．簡易企業型年金</u> <u>を実施する場合、その</u> <u>旨</u>	(略) (略) 実施する企業型年金が簡易企業型年金である場合には、あらかじめその旨について企業型年金規約に定められていること。	(略) (略) ・簡易企業型年金の要件に適合していることを証する書類により、実施する企業型年金が以下の簡易企業型年金の要件を満たしていることを確認すること。 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が300人以下であること。(実施事業所が2以上ある場合、事業主が同一である2以上の厚生年金適用事業所において使用する企業型年金加入者の資格を有する者の総数が300人を超える場合は、要件に該当しないものであること。)
3．事業主が運営管理業務の全部又一部を行う場合、その業務	(参考) 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。	・事業主が行う業務が明記されていること。 (注)	3．事業主が運営管理業務の全部又一部を行う場合、その業務	(参考) 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。	・事業主が行う業務が明記されていること。 (注)
4．事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（確定拠出年金運営管理機関が再委託する場合を含む）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務	ア．加入者及び運用指図者（加入者等）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知、加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）への通知 イ．加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は連合会への通知	・事業主が以下の点を考慮した上で確定拠出年金運営管理機関等を選任したことを選定理由に関する書類等により十分に確認すること。 ① 確定拠出年金運営管理機関については、もっぱら企業型年金加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容（企業型年金加入者等から企業型年金の運営状況に関	4．事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（確定拠出年金運営管理機関が再委託する場合を含む）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務	ア．加入者及び運用指図者（加入者等）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知、加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）への通知 イ．加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は連合会への通知	・事業主が以下の点を考慮した上で確定拠出年金運営管理機関等を選任したことを選定理由に関する書類等により十分に確認すること。 ① 確定拠出年金運営管理機関については、もっぱら企業型年金加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容（企業型年金加入者等から企業型年金の運営状況に関

	ウ．給付を受ける権利の裁定 エ．運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供	する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。）、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関について適正な評価を行ったこと。（当該実施事業所の地域内で営業する確定拠出年金運営管理機関が複数存在しない等やむを得ない事由により複数の確定拠出年金運営管理機関について評価することができない場合を除く。） ② 特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関（確定拠出年金運営管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任しているときは、当該機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由があること。 ③ 資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を確定拠出年金運営管理機関等に委託しているときは、委託先の機関等が「確定拠出年金制度について」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）第 3 の 1 から 5 まで規定する内容及び方法に沿って、企業型年金加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるものであること。 ④ <u>令第 13 条に定める内容が、選任した確定拠出年金運営管理機関との契約で締結されるものであること。</u> ・確定拠出年金運営管理機関の行う業		ウ．給付を受ける権利の裁定 エ．運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供	する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。）、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関について適正な評価を行ったこと。（当該実施事業所の地域内で営業する確定拠出年金運営管理機関が複数存在しない等やむを得ない事由により複数の確定拠出年金運営管理機関について評価することができない場合を除く。） ② 特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関（確定拠出年金運営管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任しているときは、当該機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由があること。 ③ 資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を確定拠出年金運営管理機関等に委託しているときは、委託先の機関等が「確定拠出年金制度について」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）第 3 の 1 から 5 まで規定する内容及び方法に沿って、企業型年金加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるものであること。 （新設） ・確定拠出年金運営管理機関の行う業
--	---	---	--	---	---

5. 資産管理機関の名称及び住所 6. 加入者資格に関する事項(加入者となることについて一定の資格を定	(略)	務が明記されていること。 ・委託先（再委託先）確定拠出年金運営管理機関が、<u>法第 88 条第 1 項の登録を受けていることを確認すること。</u> (削る) ・再委託を行う場合、委託業務のすべてを再委託先に丸投げしていないこと。 ・1 人の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち、運用指図の取りまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定を 2 以上の確定拠出年金運営管理機関が行うこととならないこと。運用指図の取りまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定以外の業務について 2 以上の確定拠出年金運営管理機関が行う場合にも、各確定拠出年金運営管理機関の役割分担や責任の所在が明確であること。 ・1 人の企業型年金加入者等に係る運営管理業務の全部又は一部が、どの確定拠出年金運営管理機関も担当していないこととならないこと。 ・「加入者等に関する事項の記録、保存」（当該企業型年金に係るものに限る。）及び「運用方法の選定及び加入者等への提示」（当該企業型年金に係るものに限る。）は、それぞれ 1 の確定拠出年金運営管理機関が行うこと。（すなわち、例えば「記録」を A 確定拠出年金運営管理機関、「保存」を B 確定拠出年金運営管理機関が行うことは認められない。運用の方法の選定と提示も同様。） (削る) ・別紙参照 ・企業型年金加入者の任意により、その資格を喪失することができないも	5. 資産管理機関の名称及び住所 6. 加入者資格に関する事項(加入者となることについて一定の資格を定	(略)	務が明記されていること。 ・委託先（再委託先）確定拠出年金運営管理機関の<u>名称・住所が、仮契約書の内容と合致していること。</u> ・委託（再委託）の業務が、<u>仮契約書の内容と合致していること。</u> ・再委託を行う場合、委託業務のすべてを再委託先に丸投げしていないこと。 ・1 人の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち、運用指図の取りまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定を 2 以上の確定拠出年金運営管理機関が行うこととならないこと。運用指図の取りまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定以外の業務について 2 以上の確定拠出年金運営管理機関が行う場合にも、各確定拠出年金運営管理機関の役割分担や責任の所在が明確であること。 ・1 人の企業型年金加入者等に係る運営管理業務の全部又は一部が、どの確定拠出年金運営管理機関も担当していないこととならないこと。 ・「加入者等に関する事項の記録、保存」（当該企業型年金に係るものに限る。）及び「運用方法の選定及び加入者等への提示」（当該企業型年金に係るものに限る。）は、それぞれ 1 の確定拠出年金運営管理機関が行うこと。（すなわち、例えば「記録」を A 確定拠出年金運営管理機関、「保存」を B 確定拠出年金運営管理機関が行うことは認められない。運用の方法の選定と提示も同様。） ・<u>仮契約書（共同受託方式、再信託方式等を含む。）と合致していること。</u> ・別紙参照 ・企業型年金加入者の任意により、その資格を喪失することができないも
---	------------	---	---	------------	--

める場合)		のであること。 (企業型年金加入者の任意による資格喪失は、いかなる場合であっても認められないこと。) (削る)	める場合)		のであること。 (企業型年金加入者の任意による資格喪失は、いかなる場合であっても認められないこと。) ・簡易企業型年金を実施する場合は、 <u>実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者(企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。)</u> が、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格があることが要件であるため、 <u>一定の資格を定めることはできないこと。</u>
7. 事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項	(1) 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。	(略)	7. 事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項	(1) 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額(簡易企業型年金を実施する場合は、 <u>定額</u>)によることが定められていること。	(略)
7 の 2 (略)	(2) ～ (6) (略) (1) (略) (2) 企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定及び変更の方法が定められていること。	(略) (略) ・企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。	7 の 2 (略)	(2) ～ (6) (略) (1) (略) (2) 企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定及び変更の方法が定められていること。	(略) (略) ・企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。 <u>ただし、実施する企業型年金が簡易企業型年金である場合は、必ずしも企業型年金加入者掛金の額が複数から選択できる必要はないこと。</u>
8. 運用の方法の選定及び 提示並びに運用の指図 に関する事項	(3) ～ (7) (略) (1) 提示される運用の方法の数及び種類について法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定に反しないこと。 (参考) 法第 23 条第 1 項 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を	(略) ・少なくとも運用の方法の範囲に関する基本的な考え方が、企業型年金規約に明記されていること。この際、少なくとも以下の事項が満たされていること。 ① 提示される運用の方法の数は 3 以上 35 以下で選定されていること(ただし、令第 15 条第 1 項の表の 2 の項ハ、3 の項ヲ若しくはノ、	8. 運用の方法の選定及び 提示並びに運用の指図 に関する事項	(3) ～ (7) (略) (1) 提示される運用の方法の数及び種類について法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定に反しないこと。 (参考) 法第 23 条第 1 項 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を	(略) ・少なくとも運用の方法の範囲に関する基本的な考え方が、企業型年金規約に明記されていること。この際、少なくとも以下の事項が満たされていること。 ① 提示される運用の方法の数は 3 以上(簡易企業型年金の場合、 <u>2 以上</u>) 35 以下で選定されていること(ただし、令第 15 条第 1 項の表

	行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等という。）は、次に掲げる運用の方法のうち3以上で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。 1 預貯金の預入 2 信託会社への信託 3 有価証券の売買 4 生命保険の保険料等の払込み 5 損害保険の保険料の払込み 6 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結 法第23条第2項 運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他の政令で定める基準に従って行われなければならない。 (令第15条・第16条、規則第18条) ①運用方法は、前記1～5であって、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項ごとに分類されたものであること。 ②提示される運用方法は35以下であること。	4の項ハ又は5の項ハの区分の運用の方法(将来の一定の時期を目標としてリスクが逓減するよう資産構成を変更するものであって、当該目標の時期が加入者の年齢階層ごとに複数設定される運用の方法(以下「ターゲット・イヤー型」という。))については、運用会社及び運用の方針が同じでターゲット・イヤーだけが異なる運用の方法が複数設定されている場合であっても1と数える。(規則第18条～18条の5))。 ② 提示される運用の方法のすべてが、令第15条第1項の表の中欄の区分のいずれかに該当すること。 ③ 企業型年金加入者等の選択の幅を狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、令第15条第1項の表の中欄のうち3つ以上の区分から選定されていること。ただし、提示される運用の方法が同項の表の2の項ロ、3の項ヌ若しくはル、4の項ロ又は5の項ロの区分(以下「特定区分」という。)に該当する運用の方法から選定する場合には、資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上選定することも可能であること。 ④ 提示される運用の方法が左の規約承認事項の③の表の中欄の区分(令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分)に該当するものを除いて、3以上選定されていること。		行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等という。）は、次に掲げる運用の方法のうち3以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。))にあつては2以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。 1 預貯金の預入 2 信託会社への信託 3 有価証券の売買 4 生命保険の保険料等の払込み 5 損害保険の保険料の払込み 6 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結 法第23条第2項 運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他の政令で定める基準に従って行われなければならない。 (令第15条・第16条、規則第18条) ①運用方法は、前記1～5であって、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項ごとに分類されたものであること。 ②提示される運用方法は35以下であること。	の2の項ハ、3の項ヌ若しくはノ、4の項ハ又は5の項ハの区分の運用の方法(将来の一定の時期を目標としてリスクが逓減するよう資産構成を変更するものであって、当該目標の時期が加入者の年齢階層ごとに複数設定される運用の方法(以下「ターゲット・イヤー型」という。))については、運用会社及び運用の方針が同じでターゲット・イヤーだけが異なる運用の方法が複数設定されている場合であっても1と数える。(規則第18条～18条の5))。 ② 提示される運用の方法のすべてが、令第15条第1項の表の中欄の区分のいずれかに該当すること。 ③ 企業型年金加入者等の選択の幅を狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、令第15条第1項の表の中欄のうち3つ以上(簡易企業型年金の場合、2つ以上)の区分から選定されていること。ただし、提示される運用の方法が同項の表の2の項ロ、3の項ヌ若しくはル、4の項ロ又は5の項ロの区分(以下「特定区分」という。)に該当する運用の方法から選定する場合には、資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上(簡易企業型年金の場合、2以上)選定することも可能であること。 ④ 提示される運用の方法が左の規約承認事項の③の表の中欄の区分(令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分)に該当するものを除いて、3以上(簡易企業型年金の場合、2以上)
--	--	--	--	---	---

	③選定する対象運用方法（法第23条第1項に規定する対象運用方法。以下同じ。）のいずれかが次の表の中欄の区分に該当する場合は、令第15条第1項の表の中欄の区分のうち次の表の中欄の区分以外から3以上選定すること。			⑤ 提示される運用の方法が左の規約承認事項の④の表の中欄の区分（令第15条第1項の表の1の項イ若しくはロ、2の項イ、3の項イからホまで、4の項イ又は5の項イの区分）に該当する場合は、令第15条第1項の表の中欄の区分のうち当該④の表の中欄の区分以外から2以上選定されていること。											
	<table><tr><td>2 信託会社への信託</td><td>ニ 信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用するものの受益証券</td><td>信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間</td></tr><tr><td>3 有価証券の売買</td><td>レ 資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債</td><td>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</td></tr></table>	2 信託会社への信託	ニ 信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用するものの受益証券	信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間	3 有価証券の売買	レ 資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間		運用の方法の提示についての企業型年金規約の記載例 【例①】 1 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、令第15条第1項の表の中欄の区分に応じ下欄の事項ごとに区分したものの中から確定拠出年金運営管理機関が企業型年金加入者等にとって真に必要なものを厳選した上で3以上かつ35以下で選定及び提示する。この際、企業型年金加入者等の選択の幅が狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、同項の表の中欄のうち3つ以上の区分から選定することとする。ただし、提示される運用の方法が同項の表の2の項ロ、3の項ヌ若しくはル、4の項ロ又は5の項ロの区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提						
2 信託会社への信託	ニ 信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用するものの受益証券	信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間													
3 有価証券の売買	レ 資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間													
	<table><tr><td>2 信託会社への信託</td><td>ニ 信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用するものの受益証券</td><td>信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間</td></tr><tr><td>3 有価証券の売買</td><td>レ 資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債</td><td>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</td></tr></table>	2 信託会社への信託	ニ 信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用するものの受益証券	信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間	3 有価証券の売買	レ 資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間		運用の方法の提示についての企業型年金規約の記載例 【例①】 1 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、令第15条第1項の表の中欄の区分に応じ下欄の事項ごとに区分したものの中から確定拠出年金運営管理機関が企業型年金加入者等にとって真に必要なものを厳選した上で3以上〔（簡易企業型年金の場合）2以上〕で、かつ35以下で選定及び提示する。この際、企業型年金加入者等の選択の幅が狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、同項の表の中欄のうち3つ以上〔簡易企業型年金の場合、2つ以上〕の区分から選定することとする。ただし、提示される運用の方法が同項の表の2の項ロ、3の項ヌ若しくはル、4の項ロ又は5の項ロの区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、資						
2 信託会社への信託	ニ 信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用するものの受益証券	信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間													
3 有価証券の売買	レ 資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間													

		券並びに同条第 15 項に規定する受益証券の売買			示されていれば、特定区分から 3 以上選定することも可能である。なお、企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法に、(1) に該当する運用の方法が含まれる場合には、(1) 以外から 3 以上、さらに、(2) に該当する運用の方法が含まれる場合には、(2) 以外から 2 以上の運用の方法を、確定拠出年金運営管理機関は選定及び提示しなければならない。				券並びに同条第 15 項に規定する受益証券の売買			産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から 3 以上「簡易企業型年金の場合、2 以上」選定することも可能である。なお、企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法に、(1) に該当する運用の方法が含まれる場合には、(1) 以外から 3 以上「(簡易企業型年金の場合) 2 以上」、さらに、(2) に該当する運用の方法が含まれる場合には、(2) 以外から 2 以上「(簡易企業型年金の場合) 1 以上」の運用の方法を、確定拠出年金運営管理機関は選定及び提示しなければならない。
		ソ 社債券の売買							ソ 社債券の売買			(1) 令第 15 条第 1 項の表の 2 の項ニ又は 3 の項レからウまでの区分に該当する対象運用方法
		ツ 協同組織金融機関が法律に基づき発行する優先出資証券の売買	厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格に従って定められたコード(以下「国際証券コード」という。)		(1) 令第 15 条第 1 項の表の 2 の項ニ又は 3 の項レからウまでの区分に該当する対象運用方法				ツ 協同組織金融機関が法律に基づき発行する優先出資証券の売買	厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格に従って定められたコード(以下「国際証券コード」という。)		(2) 令第 15 条第 1 項の表の 1 の項イ若しくはロ、2 の項イ、3 の項イからホまで、4 の項イ又は 5 の項イの区分に該当する対象運用方法
		ネ 株券の売買			(2) 令第 15 条第 1 項の表の 1 の項イ若しくはロ、2 の項イ、3 の項イからホまで、4 の項イ又は 5 の項イの区分に該当する対象運用方法				ネ 株券の売買			2 前項の規定に基づき企業型年金加入者等に選定及び提示される運用の方法は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似してはならない。
		ナ 証券投資信託であってその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用することを約するものの売買			2 前項の規定に基づき企業型年金加入者等に選定及び提示される運用の方法は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似してはならない。				ナ 証券投資信託であってその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用することを約するものの売買			【例②】 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の 9 つの運用の方法とする
		a. 1 の法人の発							a. 1 の法人の発			【例②】 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の 9 つの運用の方法とする

		行する社債券又は株券の売買 b. 1の証券投資信託の受益証券の売買 c. 1の投資法人の投資証券の売買		(括弧は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄の区分を指す)。 A 銀行の定期預金 (1の項イ) B 銀行が販売する国内株式インデックスファンド (3の項ヌ) C 証券会社が販売するジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド (安定型) (3の項ヌ) C 証券会社が販売するバランス型ファンド (安定型) (3の項ヌ) C 証券会社が販売するバランス型ファンド (中立型) (3の項ヌ) C 証券会社が販売するバランス型ファンド (積極型) (3の項ヌ) D 証券会社が販売するターゲット・イヤーファンド (2040年・2050年) (3の項ヲ) 自社株ファンド (3の項ナ) E 生命保険会社の利率保証型積立保険 (4の項イ)			行する社債券又は株券の売買 b. 1の証券投資信託の受益証券の売買 c. 1の投資法人の投資証券の売買		(括弧は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄の区分を指す)。 A 銀行の定期預金 (1の項イ) B 銀行が販売する国内株式インデックスファンド (3の項ヌ) C 証券会社が販売するジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド (安定型) (3の項ヌ) C 証券会社が販売するバランス型ファンド (安定型) (3の項ヌ) C 証券会社が販売するバランス型ファンド (中立型) (3の項ヌ) C 証券会社が販売するバランス型ファンド (積極型) (3の項ヌ) D 証券会社が販売するターゲット・イヤーファンド (2040年・2050年) (3の項ヲ) 自社株ファンド (3の項ナ) E 生命保険会社の利率保証型積立保険 (4の項イ)			【例③】 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の類型の中から確定拠出年金運営管理機関が選定したそれぞれ2つずつ (ただし、資産複合型 (バランス型) 投資信託 (3の項ヌ) については、3つ。また、資産複合型 (ターゲット・イヤー型) 投資信託 (3の項ヲ) 2つについては、運用会社及び運用の方針が各々異なるもの。) の17つの運		ラ 投資法人であってその資産を上記a～cまでのうちのいずれかに掲げる売買のみにより運用することを約するものの売買		【例③】 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の類型の中から確定拠出年金運営管理機関が選定したそれぞれ2つずつ (ただし、資産複合型 (バランス型) 投資信託 (3の項ヌ) については、3つ。また、資産複合型 (ターゲット・イヤー型) 投資信託 (3の項ヲ) 2つについては、運用会社及び運用の方針が各々異なるもの。) の17つの運		ラ 投資法人であってその資産を上記a～cまでのうちのいずれかに掲げる売買のみにより運用することを約するものの売買	
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--

		ム 外国法人の発行する債券の売買	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間	用の方法とする(括弧は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄の区分を指す)。 ・普通銀行の定期預金(1の項イ) ・国内株式型投資信託(3の項ヌ) ・国内債券型投資信託(3の項ヌ) ・外国株式型投資信託(3の項ヌ) ・外国債券型投資信託(3の項ヌ) ・資産複合型(バランス型)投資信託(3の項ヌ) ・資産複合型(ターゲット・イヤー型)投資信託(3の項ヲ) ・積立傷害保険(5の項イ)				
		ウ 外国法人の発行する株券の売買	国際証券コード					
④選定する対象運用方法のいずれかが次の表の中欄の区分に該当する場合は、令第15条第1項の表の中欄の区分のうち次の表の中欄の区分以外から2以上選定すること。				④選定する対象運用方法のいずれかが次の表の中欄の区分に該当する場合は、令第15条第1項の表の中欄の区分のうち次の表の中欄の区分以外から2以上(簡易企業型年金の場合、1以上)選定すること。				
1 預貯金の預入	イ 預金保険法に規定する金融機関への預金(譲渡性預金を除く)	預入の相手方、預金又は貯金の種類及び預入期間						
	ロ 農水産業協同組合貯金保険法に規定する農水産業協同組合							

[illegible]

		組合貯金保険法第2条第2項第4号に規定する農林債券の売買					組合貯金保険法第2条第2項第4号に規定する農林債券の売買		
		ホ 信託会社の貸付信託の受益証券（元本補填契約のあるもの）の売買					ホ 信託会社の貸付信託の受益証券（元本補填契約のあるもの）の売買		
	4 生命保険の保険料等の払込み	イ 生命保険会社への生命保険の保険料の払込み（利率保証型積立保険のみ）	生命保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（生命保険会				4 生命保険の保険料等の払込み	イ 生命保険会社への生命保険の保険料の払込み（利率保証型積立保険のみ）	生命保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（生命保険会

			社 が 市 場 金 利 の 動 向 其 他 の 事 情 を 勘 案 し て 定 め る 利 率 を い う。) が 継 続 し て 適 用 さ れ る 期 間、令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 ロ (4) に 掲 げ る 金 銭 の 額 が 払 込 保 險 料 の 合 計 額 を 下 回 ら な い 額 と す る 定 め の 有 無						社 が 市 場 金 利 の 動 向 其 他 の 事 情 を 勘 案 し て 定 め る 利 率 を い う。) が 継 続 し て 適 用 さ れ る 期 間、令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 ロ (4) に 掲 げ る 金 銭 の 額 が 払 込 保 險 料 の 合 計 額 を 下 回 ら な い 額 と す る 定 め の 有 無	
	5 損 害 保 險 の 保 險 料 の 払 込 み	イ 損 害 保 險 会 社 へ の 損 害 保 險 の 保 險 料 の 払 込 み (積立 傷 害 保 險 の み)	損 害 保 險 の 契 約 の 相 手 方、普 通 保 險 約 款、保 險 料 の 払 込 み ご と に そ れ ぞ れ 決 定 さ れ る 当 該 保 險 料 の 払 込 み に 充 て る よ					5 損 害 保 險 の 保 險 料 の 払 込 み	イ 損 害 保 險 会 社 へ の 損 害 保 險 の 保 險 料 の 払 込 み (積立 傷 害 保 險 の み)	損 害 保 險 の 契 約 の 相 手 方、普 通 保 險 約 款、保 險 料 の 払 込 み ご と に そ れ ぞ れ 決 定 さ れ る 当 該 保 險 料 の 払 込 み に 充 て る よ

			うとする額に適用される予定利率(損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。)が継続して適用される期間、令第1条第1項第2号ロ(4)に掲げる金額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無					うとする額に適用される予定利率(損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。)が継続して適用される期間、令第1条第1項第2号ロ(4)に掲げる金額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無	
	(削る)			(削る)				<u>(2)企業型運用関連運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない。</u> <u>・重要情報(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に規定する重要事項に相当するもの)を提供しな</u>	<u>・左の規約承認事項の内容について、企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書に明記されていること。</u>

8の2. 指定運用方法の選定及び提示に関する事項	(2) 企業型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも3月に1回、行い得るものであること。 ・提示される運用の方法の数及び種類について法第23条の2第1項及び第2項の規定に反しないこと。また、特定期間及び猶予期間について法第25条の2第1項及び第2項の規定に反しないこと。 (参考) (略) (削る)	(略) (略) (削る)	8の2. 指定運用方法の選定及び提示に関する事項	かつたときは、これによって生じた企業型年金加入者又は企業型年金加入者等であつた者の損害を賠償する責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額(指定運用方法に充てた額から当該指定運用方法に係る個人別管理資産額を控除した額)を損害の額と推定する。 (3) 企業型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも3月に1回、行い得るものであること。 (1) 提示される運用の方法の数及び種類について法第23条の2第1項及び第2項の規定に反しないこと。また、特定期間及び猶予期間について法第25条の2第1項及び第2項の規定に反しないこと。 (参考) (略) (2) 企業型運用関連運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない。 ・重要情報(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に規定する重要事項に相当するもの)を提供しなかつたときは、これによって生じた企業型年金加入者又は企業型年金加入者等であつた者の損害を賠償する責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額(指定運用方法に充てた額から当該指定運用方法に係る個人別管理資産額を控除した額)を損害の額と推定する。	(略) (略) ・左の規約承認事項の内容について、企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書に明記されていること。
---------------------------------	--	-----------------------------------	---------------------------------	--	--

8の3～12 (略)	(略)	(略)	8の3～12 (略)	(略)	(略)
(別紙) (略) (別紙2) (企業型年金規約承認申請書)			(別紙) (略) (別紙2-1) (企業型年金規約承認申請書)		
第 号 令和 年 月 日 ○○厚生(支)局長 ○○ ○○ 殿 申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 ○ ○ 企 業 型 年 金 規 約 承 認 申 請 書 標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。 記 1. 企業型年金規約 2. 労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書 3. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書 (削る) (削る) 4. 就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し 5. 加入者に一定の資格を定める場合は、退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類 6. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることを明らかにする書類 7. 労使協議の経緯を明らかにする書類 8. 確定拠出年金運営管理機関の選任理由書 9. その他必要な書類			第 号 令和 年 月 日 ○○厚生(支)局長 ○○ ○○ 殿 申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 ○ ○ 企 業 型 年 金 規 約 承 認 申 請 書 標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。 記 1. 企業型年金規約 2. 労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書 3. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書 4. 確定拠出年金運営管理機関委託仮契約書の写し 5. 資産管理仮契約書の写し 6. 就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し 7. 加入者に一定の資格を定める場合は、退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類 8. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることを明らかにする書類 9. 労使協議の経緯を明らかにする書類 10. 確定拠出年金運営管理機関の選任理由書 11. その他必要な書類		

(削る)	(別紙2-2) (簡易企業型年金規約承認申請書)
	第 号 令和 年 月 日 〇〇厚生(支)局長 〇〇 〇〇 殿 申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 〇 〇 簡 易 企 業 型 年 金 規 約 承 認 申 請 書 標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。 記 1. 簡易企業型年金規約 2. 労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書 3. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書 4. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることを明らかにする書類 5. 労使協議の経緯を明らかにする書類 6. 簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類 7. その他必要な書類
(別紙3)～(別紙6) (略)	(別紙3)～(別紙6) (略)

(別紙7)を次のように改める。

添付書類（承認）

添付書類 変更内容	規約の承認			規約の変更（承認）							企業型年金の終了
	加入者に一定の資格を定める場合	他の制度からの資産移換を伴う場合	その他	事業所（注2）の増加の場合（事業所の名称のみを追加する場合を除く）	就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職規程）の内容の変更に合わせて規約の変更を行う場合	加入者に一定の資格を定める場合で、厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲を変更するとき	指定運用方法に係る規約の変更	他の制度からの資産移換を伴う場合（脱退一時金相当額等の移換を除く）	退職金共済へ資産を移換する場合	その他	
企業型年金規約（案）	○	○	○								
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○	○	○	○			○				○
運営管理機関の選任理由書	○	○	○							△	
就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職金規程）の写し（注1）	△	△	△	△	○	△				△	
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	○	○	○	○						△	
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類	○			△		○				△	
移換の対象となる制度の規約、規程等		△		△				△			
中小企業者でなくなったことの届の写し		△		△				△			
合併等を実施したことを証する書類（注3）									○		
規約の一部を変更する規約（案）				○	○	○	○	○	○	○	
規約変更理由書				○	○	○	○	○	○	○	
新旧対照条文				○	○	○	○	○	○	○	
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書				○							
増加する事業所の労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書				○							
終了の理由書											○

○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付

（注1）就業規則等の添付書類については、承認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合にあっては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。

（注2）船舶を含む。以下この頁及び次頁において同じ。

（注3）合併等を実施したことを証する書類として、例えば、①会社合併を行った場合には「合併契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「登記事項証明書」の3点を、②会社分割を行った場合には「分割契約書の写し又は分割計画書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」及び「事業主からの証明書（分割により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの）」の4点を、③事業譲渡を行った場合には、「事業譲渡契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「事業主からの証明書（事業譲渡により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの）」の3点を添付すること。

添付書類（届出）

変更内容 添付書類	規約変更の届出																					規約の失効
	事業主の変更				事業所の変更				運営管理機関の変更		資産管理機関の変更		資産運用の基礎的な資料の提供方法等の変更	支払予定期間及び支払回数種類の追加に係る変更	事務費の額又は割合の変更（加入者等が負担する事務費の額又は割合の増加に係る変更を除く。）	事業主掛金の納付に関する変更	加入者掛金の納付に関する変更	脱退一時金相当額等の移換に関する変更	確定給付企業年金への移換に関する変更	事業年度に関する変更	条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない変更	
	事業主の名称のみが増加となる場合	事業主の減少の場合	名称の変更	住所の変更(注)	事業所の名称のみが増加となる場合	事業所の減少の場合	名称の変更	住所の変更(注)	確定拠出年金運営管理機関との委託契約に係る規約の変更の場合	業務の変更	資産管理契約に係る規約の変更	資産管理契約の相手方の変更										
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○				○																	
就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職金規程）の写し					△																△	
登記事項証明書	▲	▲	▲	▲																		▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等			▲				△															
住居表示の変更内容が分かる書類				▲				△														
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	▲				○																	
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類		▲				△																▲
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類					△																	
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○				○																	
増加する事業所の労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	○				○																	

○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付、▲＝いずれかを添付
（注）市町村の名称変更、配置分合又は境界変更に伴い変更する場合を除く。